

平成 27 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

平成 27 年 12 月 25 日

北見市監査委員

平成 27 年度財政援助団体等監査結果

1 監査対象団体の選定

北見市が補助金、負担金その他の財政的援助を与えているもの及び公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）について、全ての部局を対象に団体を抽出選定した。

2 監査対象団体等の名称

- | | |
|---|-----------|
| (1) きたみワッカマツリ実行委員会
まちづくりパワー支援補助金（きたみワッカマツリ） | (企画財政部) |
| (2) 北見消費者協会
消費者啓発・消費者生活展事業補助金 | (市民環境部) |
| (3) 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会
ボランティア活動育成事業補助金 | (保健福祉部) |
| (4) 社会福祉法人 北見愛育会 北進保育園
法人立保育園障がい児保育事業補助金 | (子ども未来部) |
| (5) 北見広域森林組合
民有林指導育成事業補助金 | (農林水産部) |
| (6) 姉妹都市物産交流事業実行委員会
新北見型観光推進プロジェクト補助金
(高知市姉妹都市交流観光と物産展の開催補助金) | (商工観光部) |
| (7) (株) 北見都市施設管理公社
北見市端野町グリーンクアパーク管理業務（指定管理） | (端野総合支所) |
| (8) ところ花のまちづくり実行委員会
ところ花のまちづくり補助金 | (常呂総合支所) |
| (9) 留辺蘂林業・林産業振興協議会
留辺蘂林業・林産業振興協議会事業補助金 | (留辺蘂総合支所) |
| (10) ところ街づくり合同会社
北見市常呂町健康温水プール管理業務（指定管理） | (社会教育部) |

3 監査の範囲

平成 26 年度の財政的援助に係る出納及び公の施設の管理業務を行わせているもの（指定管理者）の出納並びにこれらに関連する事務の執行状況とした。

4 監査の期間

平成27年10月15日（木）から平成27年12月4日（金）まで

5 監査の主眼

各団体に対し支出された公金（補助金、協定額）が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、また、財政的援助に係る団体及び公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）の出納経理が適正に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

（1）補助金関係

ア 団体

- ・ 交付目的を踏まえた事務事業の執行状況
- ・ 出納簿等関係帳票及び領収書等の書類整備、記録、保存状況
- ・ 会計経理上の責任体制と内部けん制状況
- ・ 規約等の整備及び内部監査の実施状況

イ 所管部

- ・ 団体に対する指導監督状況
- ・ 補助金等交付に係る一連の支出事務手続き
- ・ 当該補助金の見直し状況等

（2）指定管理者関係

ア 指定管理者

- ・ 協定等に基づく義務の履行状況
- ・ 利用料金制度を採用している場合の料金収納事務手続き
- ・ 施設の管理に係る会計経理と他事業との会計区分

イ 所管部

- ・ 指定管理者に係る一連の事務手続き
- ・ 指定管理者に対する調査、指示状況

6 監査の方法

補助金等交付申請書及び実績報告書等の一連の書類をはじめ、予算書、決算書、出納簿など収入・支出等関係書類の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

監査を実施した結果、出納その他関連する事務について、一部に是正又は改善を要する事項がみられたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務に万全を期すること。

これまでの財政援助団体等監査結果を踏まえ、係長や課長も参加した「補助金交付事務研修会」が行われているが、引き続き課内研修を重ね、対象とならなかった他の補助金等についても適正な事務を徹底されたい。

各団体の補助対象事業及び指定管理者に係る概要並びに監査結果及び意見は、次のとおりである。

(1) きたみワッカマツリ実行委員会

まちづくりパワー支援補助金（きたみワッカマツリ）

ア 当該事業の目的について

地域住民が自ら考え実践するまちづくり活動を支援し、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会の構築を目的とする

イ 平成 26 年度の主な事業について

きたみワッカマツリの実施

ウ 平成 26 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
2,199,195 円 (うち市補助金 792,000 円)	2,199,195 円	0 円

[結果と意見]

- ・イベントの運営実施という事業特性もあり、様々な支出を短期間に現金で行うことが多いと思われることから、会計規程を整備して会計責任者を設置するなど経理責任体制を確立し、併せて監査を実施する必要がある。所管課は、これらの体制の整備を促し、適正な事務処理を行うよう指導すること。

(2) 北見消費者協会

消費者啓発・消費者生活展事業補助金

ア 当該事業の目的について

消費者協会の啓発・教育・調査事業活動並びに消費生活展を通じ、消費者に対して健全かつ合理的な消費生活を営むため必要な知識・情報の提供、育成援

助及び消費者運動の促進に努める。

イ 平成 26 年度の主な事業について

消費者協会の啓発・消費生活展事業

ウ 平成 26 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
941,498 円 (うち市補助金 794,000 円)	941,498 円	0 円

[結果と意見]

- ・長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であることから、早急な対応を求める。
- ・支出書の品名・数量などの記載漏れ、支出帳票の様式や事務処理手続の不備が見られた。
- ・実績報告書類の脱字や写真、パンフレットなど成果に係る書類の添付漏れが見られた。所管課においては実績報告の十分な確認を行うとともに、補助金に係るために沿った適正な事務手続きを行うよう指導されたい。

(3) 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

ボランティア活動育成事業補助金

ア 当該事業の目的について

福祉ボランティア活動の普及実践を通じた地域福祉の充実を図ることを目的とする。

イ 平成 26 年度の主な事業について

福祉ボランティア活動推進のための、調査研究、市民啓発推進、養成研修、登録の推進等各種事業の実施

ウ 平成 26 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
4,502,343 円 (うち市補助金 2,314,000 円)	4,502,343 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金交付申請時に対象外経費だったものが、実績報告時に対象経費とされたものがあつた。また、実績報告書の支出額と帳簿及び支出伝票の合計額に相違がみられた。これらについては、対象事業の補助金額に、影響を及ぼすもので

はなかったが、補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定を行うこと。

- ・契約事務において、100万円を超える支出1件で、団体の会計規程に定める契約書の作成がされておらず、さらに決裁区分の誤りがあったので、適正な事務処理を行うよう指導すること。

(4) 社会福祉法人 北見愛育会 北進保育園

法人立保育園障がい児保育事業補助金

ア 当該事業の目的について

心身に障がいをもつ児童を健常児との集団保育により共に育ち合い、健全な社会性の発展を促進し、もって障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 平成26年度の主な事業について

障がい児保育事業

ウ 平成26年度の収支状況について

収入額	支出額	翌年度繰越額
6,313,847円 (うち市補助金 4,050,000円)	6,313,847円	0円

[結果と意見]

- ・対象児童の増員が1月に発生し、それに伴う補助金額の変更が生じているにも関わらず、3月に変更協議書が提出されていた。補助金の交付決定には「事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること」との条件が付されており、対象児童数が増えた場合については、速やかに協議を行うこと。

(5) 北見広域森林組合

民有林指導育成事業補助金

ア 当該事業の目的について

民有林の持っている多面的、公益的機能の保全と併せ、経済林としての収益性の向上を図る。

また、森林組合の財務基盤と経営体質の強化、執行体制の拡充など組合経営の健全化を図り、地域経済に占める役割を高めることを目的とする。

イ 平成26年度の主な事業について

(ア) 民有林の植栽、下刈、除間伐などの保育施業推進と指導

(イ) 民有林の適正な森林管理を行うために、森林施業の代行や間伐材の買取販売

ウ 平成 26 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
15,940,592 円 (うち市補助金 5,400,000 円)	15,940,592 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助事業期間が市の会計年度と異なり、必然的に補助金交付決定前に事業着手することになることから、これらの手続等について所要の整理が必要と考える。
- ・交付申請書、実績報告書に添付されている書類内容の審査が不十分な状況が見られた。また、関係証ひょうの提出も求めておらず、写しの保管もされていない。証ひょう等は、内容の審査に重要な書類であり、補助団体に提出を求め、審査終了後に写しを適正に保管すること。

(6) 姉妹都市物産交流事業実行委員会

新北見型観光推進プロジェクト補助金

(高知市姉妹都市交流観光と物産展の開催補助金)

ア 当該事業の目的について

北見市と姉妹都市提携をする都市と物産展開催を通じ、相互交流を図り、地域間の密接な関係の構築に寄与することを目的とする。

イ 平成 26 年度の主な事業について

高知市姉妹都市交流観光と物産展開催

ウ 平成 26 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
2,259,344 円 (うち市補助金 1,500,000 円)	2,259,344 円	0 円

[結果と意見]

- ・旅費の支給に関し、その一部が他団体から支給されている旨の記載漏れがあった。また、日当・宿泊費・交通費など旅費支給額の内訳額の未記載や支給額と内訳書額に相違がみられた。
- ・補助金等交付収入精算書において、物産協会からの負担金収入を他団体負担金

ではなく自己資金として処理していた。

- ・ 出展企業の負担金収入を出展経費支出と相殺しているが、事業費算定に当たっては、全ての収入・支出が明らかになる経理を行うよう指導すること。
- ・ 補助金交付を行う市の所管課と補助団体の事務局が同じである。補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から、より厳格な取扱いが求められるため、所管部の内部けん制が機能する体制の整備について検討されたい。

(7) 株北見都市施設管理公社

北見市端野町グリーンクアパーク管理業務（指定管理）

ア 指定期間について

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

北見市端野町グリーンクアパークの施設利用及び維持管理に関すること

ウ 平成 26 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
32,130,000 円	64,042,750 円

[結果と意見]

- ・ 臨時開館、閉館時における市長の承認や経費流用時の市との協議といった条例や協定で定められた手続がされていない。
- ・ 収支決算報告において決算額や支出区分の誤りが見られた。
- ・ のんたの湯の回数券とポイントサービスについて、恒久的な料金体系として市が必要と判断する場合は、条例に明記するのが適当である。
- ・ パークゴルフ場の受付に適切な人員配置がされるように、基準管理費の積算が行われていない。

(8) ところ花のまちづくり実行委員会

ところ花のまちづくり補助金

ア 当該事業の目的について

常呂自治区内の町内会などの協力を得ながら、「花や緑を育み、快適な生活環境と美しい地域の自然環境をつくり、うるおいとやすらぎのある個性的なまちづくり」を目的に、モデル花壇の造成や立体花壇の設置など「花と緑のまちづくり運動」を展開することを目的とする。

イ 平成 26 年度の主な事業について

(ア) フラワーロードの花壇造成・除草・後片付け

(イ) 国道 238 号線交差点緑地帯の花壇造成・除草・後片付け

(ウ) 交通ターミナルの花壇造成・除草・後片付け

ウ 平成 26 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
300,016 円 (うち市補助金 278,806 円)	300,011 円	5 円

[結果と意見]

- ・長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であることから、早急な対応を求める。
- ・補助金交付申請及び実績報告時に必要書類の添付漏れがあった。
- ・補助団体の事務局が常呂総合支所市民環境課、補助金の所管課が同総合支所建設課である。補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から、より厳格な取扱いが求められるため、総合支所の内部けん制が機能する体制の整備について検討されたい。

(9) 留辺蘂林業・林産業振興協議会

留辺蘂林業・林産業振興協議会事業補助金

ア 当該事業の目的について

留辺蘂自治区における林業・林産業の経営基盤強化と地場産業振興を図ることを目的とする。

イ 平成 26 年度の主な事業について

(ア) 道内販売促進事業

(イ) 道外販売促進事業

(ウ) 講習研修事業

ウ 平成 26 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,621,360 円 (うち市補助金 1,040,000 円)	1,621,360 円	0 円

[結果と意見]

- ・長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定すること

が必要であることから、早急な対応を求める。

- ・補助申請以前に事業の着手があるため適正な時期に補助申請するよう指導すること。
- ・旅費の算定や負担金の積算根拠があいまいなことから、会計規程を定め明確にするよう指導すること。
- ・実績報告時に関係証ひょうの提出を求めておらず、写しの保管もされていない。証ひょう等は、内容の審査に重要な書類であり、補助団体に提出を求め、審査終了後に写しを適正に保管すること。

(10) ところ街づくり合同会社

北見市常呂町健康温水プール管理業務（指定管理）

ア 指定期間について

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

北見市常呂町健康温水プールの施設利用及び維持管理に関すること

ウ 平成 26 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
19,799,290 円	243,720 円

[結果と意見]

- ・「指定管理者制度運用の手引き」等に沿わない協定額の変更が見られた。制度を十分に理解したうえで適切な事務処理を行うこと。
- ・市の承認を受けず「北見市勤労者福祉サービスセンター」との間で、利用助成料金を設定していた。また、助成額について毎月の報告書に記載されていなかった。
- ・職員のパソコンを借上げて使用しているが、個人情報など第三者への情報漏えいが危惧されるので、指定管理者の責任のもとで管理する必要があると考える。
- ・仕様書で定められている衛生基準の「遊離残留塩素濃度」の水質検査回数について、国が定めた基準と異なっているので変更する必要がある。
- ・四半期ごとの実施状況報告書の確認において決裁区分を誤っている。また、規程に基づき年度終了後の事業報告書を適正に提出するよう指導されたい。

8 意見

今回の監査において、基本的な事務手続の誤りが散見され、中にはそれが長年にわたり見直されることなく、慣例化しているものも見られた。趣旨・目的といった当該制度（補助制度、指定管理）や事業（補助対象事業、施設管理）に対する根本的な理解が十分でないために、個々の事務の理解も表面的なものとなり、事務が形式化、形骸化しつつある状況が伺われる。こういった状況が高じると、事務の機能不全や非効率が生じ、ひいては制度、さらには事業自体の効果を低減する恐れがある。貴重な公金を投入しながら、公益その他の事業効果を十分に得られない事態は、厳に慎まなければならない。

市においては再度、所管する制度・事業の趣旨・目的まで踏まえた理解に努め、個々の事務の過誤や不都合性等に対し、適時、適切にチェック・修正が行えるよう、個々の能力の向上と組織体制の構築を求めるものである。

また、団体との関係においては、上記の理解に根ざした十分な意思疎通を心がけ、公益の実現が当該事業の主たる目的であり、公金を投入する意味であるという認識を共有できるよう努められたい。

監査結果に基づき講じた措置(平成 28 年 9 月 30 日公表)

次のとおり市長及び教育委員長から、平成 27 年度財政援助団体監査結果に基づく措置の通知がありました。

○各団体に係る「監査結果と意見」及び措置結果について

団 体 名	きたみワッカマツリ実行委員会 (まちづくりパワー支援補助金(きたみワッカマツリ))
結果と意見	・ イベントの運営実施という事業特性もあり、様々な支出を短期間に現金で行うことが多いと思われることから、会計規程を整備して会計責任者を設置するなど経理責任体制を確立し、併せて監査を実施する必要がある。所管課は、これらの体制の整備を促し、適正な事務処理を行うよう指導すること。
措置結果	・ 平成 27 年度にまちづくりパワー支援補助金交付要綱を改正し、会計責任者及び会計監査を必置義務とするとともに、当該団体に対し、会計責任者及び会計監査の体制の整備を促し、適正な事務処理を行うよう指導した。

団 体 名	北見消費者協会(消費者啓発・消費者生活展事業補助金)
結果と意見	・ 長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であることから、早急な対応を求める。 ・ 支出書の品名・数量などの記載漏れ、支出帳票の様式や事務処理手続の不備が見られた。 ・ 実績報告書類の脱字や写真、パンフレットなど成果に係る書類の添付漏れが見られた。所管課においては実績報告の十分な確認を行うとともに、補助金に係る定めに沿った適正な事務手続きを行うよう指導されたい。
措置結果	・ 北見消費者協会には今回の補助事業を含め 3 件の補助事業があり、平成 27 年度に全ての補助事業について補助金交付要綱を制定した。 ・ 支出書の品名・数量などの記載漏れについては、当該団体に対し確認を徹底するよう指導するとともに、平成 27 年度より支出帳票の様式を改め、適切な事務処理を行うよう指導した。 ・ 既に提出を受けている実績報告書類については、脱字の訂正及び成果に係る書類の添付を指導し、実績報告書類の再提出を受けた。今後においても、実績報告の確認を十分行うよう指導するとともに、関係規程等に基づき適正な事務処理を行う。

団 体 名	社会福祉法人 北見市社会福祉協議会（ボランティア活動育成事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請時に対象外経費だったものが、実績報告時に対象経費とされたものがあつた。また、実績報告書の支出額と帳簿及び支出伝票の合計額に相違がみられた。これらについては、対象事業の補助金額に、影響を及ぼすものではなかつたが、補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定を行うこと。 ・ 契約事務において、100 万円を超える支出1件で、団体の会計規程に定める契約書の作成がされておらず、さらに決裁区分の誤りがあつたので、適正な事務処理を行うよう指導すること。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に提出を受けている実績報告書については、誤り等の修正を指導し、再提出を受けた。また、本事業は平成 27 年度より委託契約による委託事業としているが、今後は他の補助事業においても実績報告書の確認を十分行うよう指導していく。 ・ 当該団体では、平成 27 年度から契約事務についてのマニュアルを作成し、職員に周知を行い適正な執行を図っているとの報告を受けている。今後においても、会計規程及び同マニュアルに基づいた適正な事務処理を行うよう指導していく。

団 体 名	社会福祉法人 北見愛育会 北進保育園（法人立保育園障がい児保育事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童の増員が1月に発生し、それに伴う補助金額の変更が生じているにも関わらず、3月に変更協議書が提出されていた。補助金の交付決定には「事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること」との条件が付されており、対象児童数が増えた場合については、速やかに協議を行うこと。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体に対し、事業内容に変更が生じた場合には速やかに協議を行うよう指導した。今後においても、補助金に係る事務にあたっては、当該団体に対する指導も含め適正な事務処理を行っていく。

団 体 名	北見広域森林組合（民有林指導育成事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業期間が市の会計年度と異なり、必然的に補助金交付決定前に事業着手することになることから、これらの手続等について所要の整理が必要と考える。 ・ 交付申請書、実績報告書に添付されている書類内容の審査が不十分な状況が見られた。また、関係証ひょうの提出も求めておらず、写しの保管もされてい

	い。証ひょう等は、内容の審査に重要な書類であり、補助団体に提出を求め、審査終了後に写しを適正に保管すること。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に北見市林業振興事業補助金交付規則を改正し、補助対象事業期間を明記した。 既に提出を受けている実績報告書類については、誤り等の修正を指導し、再提出を受けた。また、平成 27 年度より関係証ひょうの提出を求めることとし、かつ、北見市林業振興事業補助金交付規則を改正することにより適正な審査及び保管手続を定めた。今後においても、補助金に係る事務にあたっては、当該団体に対する指導も含め適正な事務処理を行っていく。

団体名	姉妹都市物産交流事業実行委員会 (新北見型観光推進プロジェクト補助金(高知市姉妹都市交流観光と物産展の開催補助金))
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> 旅費の支給に関し、その一部が他団体から支給されている旨の記載漏れがあった。また、日当・宿泊費・交通費など旅費支給額の内訳額の未記載や支給額と内訳書額に相違がみられた。 補助金等交付収入精算書において、物産協会からの負担金収入を他団体負担金ではなく自己資金として処理していた。 出展企業の負担金収入を出展経費支出と相殺しているが、事業費算定に当たっては、全ての収入・支出が明らかになる経理を行うよう指導すること。 補助金交付を行う市の所管課と補助団体の事務局が同じである。補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から、より厳格な取扱いが求められるため、所管部の内部けん制が機能する体制の整備について検討されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> 記載漏れ、内訳額の未記載及び支給額と内訳書額の相違については、修正を指導し、再提出を受けた。今後においても、記載漏れ等がないよう当該団体に対する指導も含め適正な事務処理を行っていく。 既に提出を受けている補助金等交付収入精算書については、誤りの修正を指導し、再提出を受けた。今後においても、収入区分に誤りがないよう十分確認を行うよう指導するとともに、関係規程等に基づき適正な事務処理を行っていく。 全ての収入・支出が明らかになる経理を行うよう指導した。 補助金及び補助団体に係る所管部の体制の整備については、所管部内において複数人による確認を行うことにより、内部けん制が機能するよう努めていく。

団 体 名	(株)北見都市施設管理公社(北見市端野町グリーンクアパーク管理業務(指定管理))
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時開館、閉館時における市長の承認や経費流用時の市との協議といった条例や協定で定められた手順がされていない。 ・収支決算報告において決算額や支出区分の誤りが見られた。 ・のんたの湯の回数券とポイントサービスについて、恒久的な料金体系として市が必要と判断する場合は、条例に明記するのが適当である。 ・パークゴルフ場の受付に適切な人員配置がされるように、基準管理費の積算が行われていない。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・条例や協定で定められた手順については、今後、適切に行うよう当該指定管理者に指導した。 ・既に提出を受けている収支決算報告につきましては、誤り等の修正を指導し、再提出を受けた。今後においても、誤り等がないよう当該指定管理者に対する指導も含め適正な事務処理を行っていく。 ・のんたの湯の回数券とポイントサービスについては、必要性や位置付けを検討し、必要と判断した際には条例の改正等の適切な措置を講じていく。 ・パークゴルフ場については、現実的に対応可能な人員配置及び開場時刻の変更について検討を進めていく。今後は、条例及び規則に沿った管理が行えるよう、適正な基準管理費の積算を行っていく。

団 体 名	ところ花のまちづくり実行委員会(ところ花のまちづくり補助金)
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であることから、早急な対応を求める。 ・補助金交付申請及び実績報告時に必要書類の添付漏れがあった。 ・補助団体の事務局が常呂総合支所市民環境課、補助金の所管課が同総合支所建設課である。補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から、より厳格な取扱いが求められるため、総合支所の内部けん制が機能する体制の整備について検討されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度にところ花のまちづくり事業補助金交付要綱を制定した。今後、同要綱に基づき適正な事業を進めていく。 ・既に提出を受けている実績報告書類については、必要書類の添付漏れを指導し、実績報告書類の再提出を受けた。今後においても、実績報告の確認を十分行うよう指導するとともに、関係規定等に基づき適正な事務処理を行っていく。 ・補助団体及び補助金に係る総合支所の体制については、総合支所全体として関係規程を遵守することはもとより、事務局及び所管課それぞれにおいて確認作業を十分に行うことにより、適正な事務処理を進めてまいります。

団 体 名	留辺薬林業・林産業振興協議会（留辺薬林業・林産業振興協議会事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であることから、早急な対応を求める。 ・補助申請以前に事業の着手があるため適正な時期に補助申請するよう指導すること。 ・旅費の算定や負担金の積算根拠があいまいなことから、会計規程を定め明確にするよう指導すること。 ・実績報告時に関係証ひょうの提出を求めておらず、写しの保管もされていない。証ひょう等は、内容の審査に重要な書類であり、補助団体に提出を求め、審査終了後に写しを適正に保管すること。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度に北見市留辺薬自治区林業関係団体補助金交付要綱を制定した。今後、同要綱に基づき適正な事業を進めていく。 ・適正な時期に補助申請をするよう指導した。 ・旅費の算定及び負担金の積算根拠を明確にするために会計規程を定めるよう指導した。 ・既に提出を受けている実績報告書類について、関係証ひょうの提出を求め、確認を行った。今後においても、補助金に係る事務にあたっては、当該団体に対する指導も含め適正な事務処理を行っていく。

団 体 名	ところ街づくり合同会社（北見市常呂町健康温水プール管理業務（指定管理））
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者制度運用の手引き」等に沿わない協定額の変更が見られた。制度を十分に理解したうえで適切な事務処理を行うこと。 ・市の承認を受けず「北見市勤労者福祉サービスセンター」との間で、利用助成料金を設定していた。また、助成額について毎月の報告書に記載されていなかった。 ・職員のパソコンを借上げて使用しているが、個人情報など第三者への情報漏えいが危惧されるので、指定管理者の責任のもとで管理する必要があると考える。 ・仕様書で定められている衛生基準の「遊離残留塩素濃度」の水質検査回数について、国が定めた基準と異なっているので変更する必要がある。 ・四半期ごとの実施状況報告書の確認において決裁区分を誤っている。また、規程に基づき年度終了後の事業報告書を適正に提出するよう指導されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・収入見込額の積算、精算処理について、今後「指定管理者制度運用の手引き」等に沿って、適切な事務処理を行っていく。 ・利用助成券については、事前に市の承認を得ることとし、助成券利用に係る徴収額を毎月の「利用状況報告」及び「四半期実施状況報告書」に反映させ、現

	<p>金収入と報告書が一致するよう修正した。今後は、適切な事務処理を行うよう指導していく。</p> <ul style="list-style-type: none">・職員のパソコン借上げについては、今年度中に業者からのリースに切り替えることとなった。今後は、指定管理者の責任のもと個人情報保護に十分留意し、適正な管理に努めていく。・水質検査回数について、平成 28 年度の協定より遊泳用プールの衛生基準に基づく記載に修正し、適正な管理に努めていく。・四半期ごとの実施状況報告書については、部長決裁に改め、第 4 四半期の報告については、事業報告書と分けて提出するよう指定管理者に指示した。今後は、指定管理制度に係る処理規程を十分理解したうえで、適切な事務処理を行っていく。
--	--